

COP29パリ協定6条の注目点



©WWF Japan



2024年10月28日
WWFジャパン 専門ディレクター(環境・エネルギー)
昭和女子大学特命教授、京都大学院特任教授
小西雅子

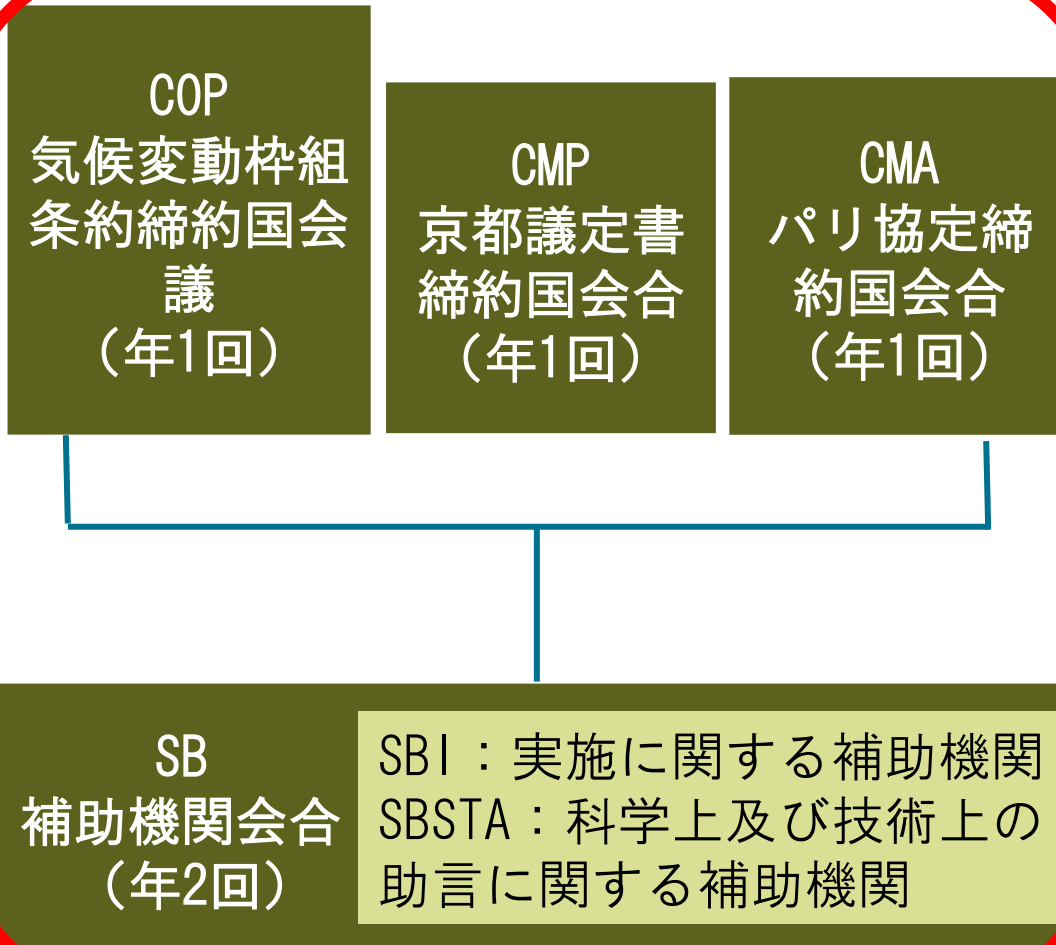
COP28アラブ首長国連邦
ドバイ会議にて
(2023年12月)

COP28（第28回気候変動枠組条約締約国会合）の構造



COP28の公式な成果

本来の国際ルール作りの場COP



ホスト国の主導宣言

- ・ 各国首脳サミット開催
- ・ 様々な国際宣言主導
「持続可能な農業・強靱な食料システム・気候変動対応に関する首脳級宣言」
「気候と健康」

街中の気候マーチ 国際NGO化石賞



気候マーチ

日本化石賞受賞

様々な非国家アクターの 国際連盟の脱炭素宣言の場

例

- ・ GFANZ (Glasgow Financial Alliance for Net Zero)
機関投資家の主要なネット・ゼロ団体を結集する連合で、130兆ドル（約1京7,500兆円）の資産を有する450社以上の金融機関が参画
- ・ 地域気候行動サミット「高い野心のマルチレベルパートナーシップ連合（CHAMP）」
- ・ We Mean Business「Fossil To Clean」
政府に化石燃料からの脱却を求める公開書簡に200以上の企業が賛同



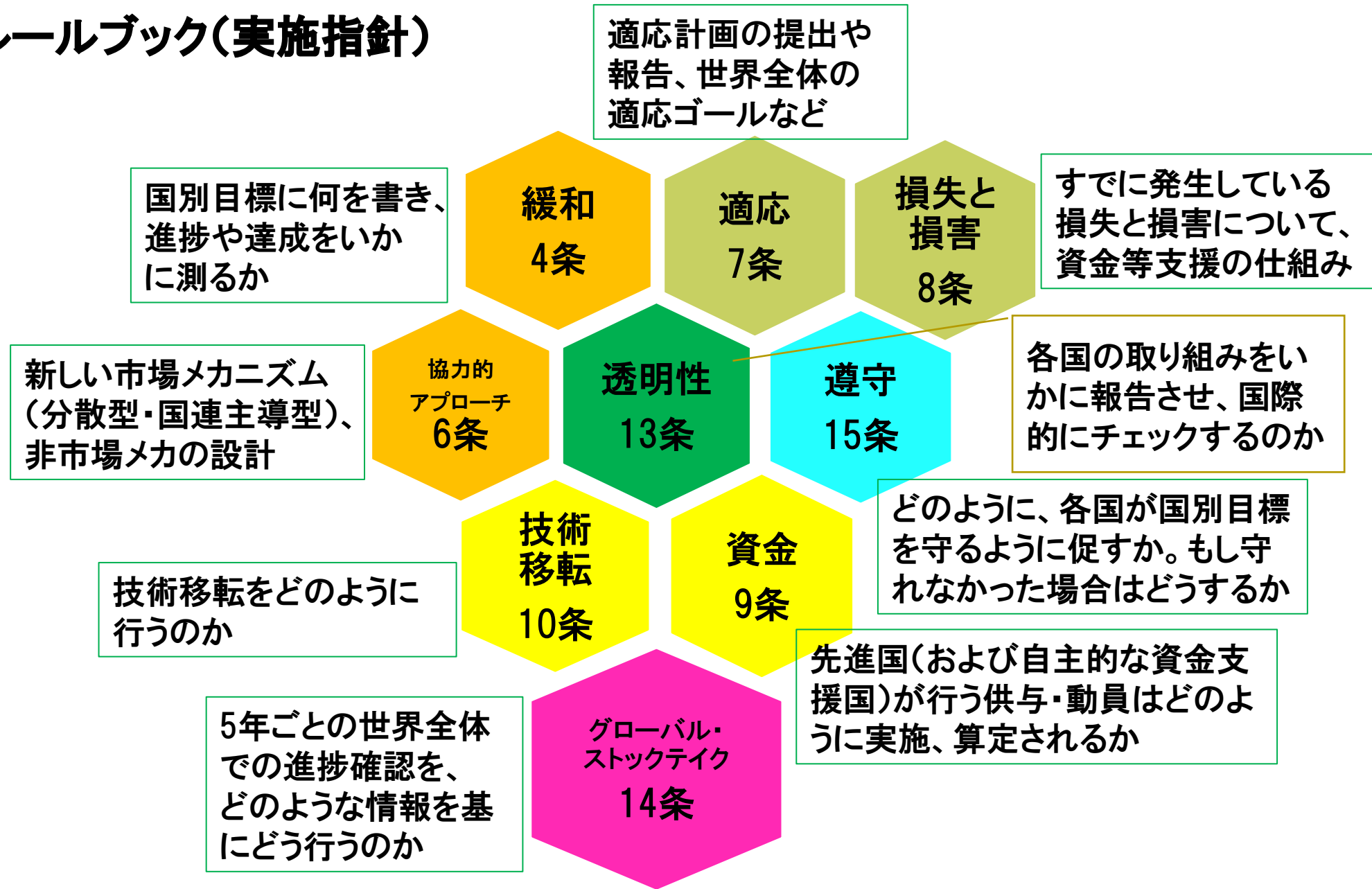
©WWF Japan



©WWF Japan

日本のJCI（気候変動イニシアティブ）

パリ協定ルールブック(実施指針)

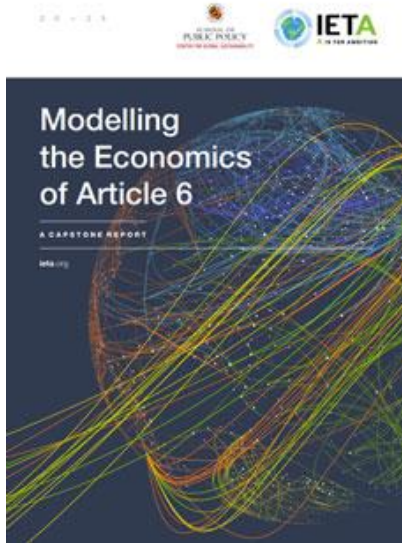


COP29の注目点

1. 気候資金に関する新規目標の設定
2. 野心的な2035年の削減目標提出に向けた機運の醸成
3. カーボンマーケットのパリ協定ルールを定める交渉

いずれも2035年に向けた世界全体の排出削減
および適応を進めるための必須の項目

3. カーボンマーケットのパリ協定ルールを定める交渉 パリ協定6条（市場メカニズム）



- パリ協定の第6条を利用することで、各国が独立してNDCを実施する場合に比べて、同じ排出削減目標を達成するために必要なリソースを大幅に削減できる可能性がある
- 第6条を利用したNDC実施によって得られる節約分を再投資して、目標をより高く設定することで、排出削減効果は倍以上に増加する可能性がある

出典:IETA 2023, Modelling the Economics of Article 6

https://ieta.b-cdn.net/wp-content/uploads/2023/09/IETAA6_CapstoneReport_2023.pdf

• カーボン取引は、各国がNDCを達成するために互いに協力する仕組み。うまく機能すれば、安いところから削減が進み、世界全体の排出削減コストを抑えることが可能

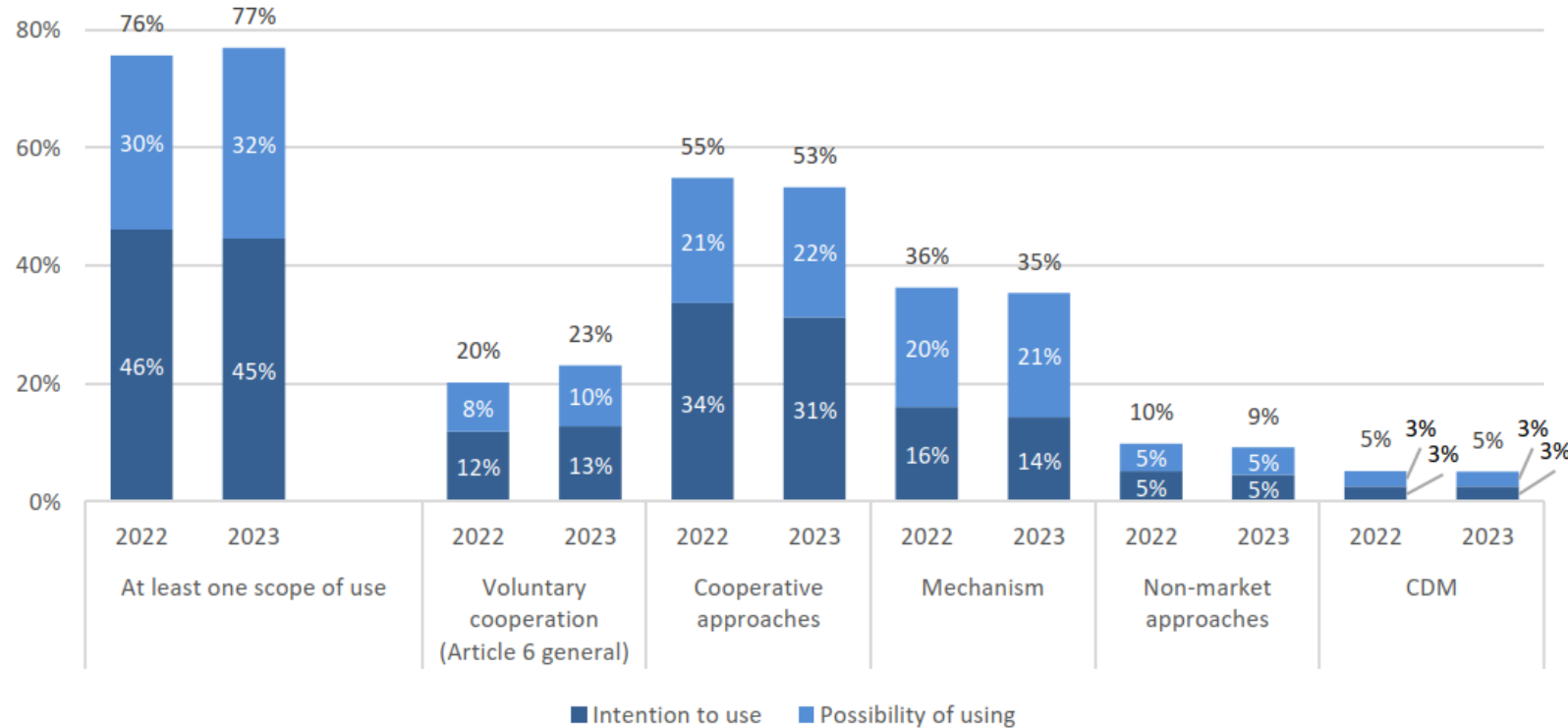
• しかし様々な削減プロジェクトで真に削減されたかを見極めるのは容易ではなく、クレジットを認めるルールが甘ければ、むしろ世界全体の削減を妨げる。各国の異なる思惑も相まって、6条を実施するための詳細なルールは、COP27 (2022), COP28 (2023) と2年にわたって先送りされ、未決定

6条クレジットは国連公認のクレジットとなるため、より価値が高くなる。必ずしも厳格になるとは言えないが、ルール交渉の経緯からは、世界の考える高品質クレジットとは何かが見えるため、交渉を注視したい

NDC統合報告書2023によるアップデート

Figure 4

Share of Parties indicating in nationally determined contributions the intention to use or possibility of using specific scopes of voluntary cooperation under Article 6 of the Paris Agreement



Note: Shares of Parties for 2023 and for 2022 refer to the shares presented in this report and those indicated in the previous version of this report respectively. The sums of the shares of Parties intending to use and possibly using non-market approaches for 2023 and the CDM for 2022 and 2023 do not match the totals presented owing to rounding.

- 6条の活用は、2023年は前年よりやや増加
- 6条2項の活用は、50%以上が予定
- NDCにおける6条のユニット活用について、質的な制限（追加性や永続性、二重計上の防止などの基準など）を設けた国は、前回の20%から33%に増加。うち量的な制限を設けた国は5%（国内削減を主とするなど）

パリ協定 6条（市場メカニズム）

6条の3つのメカニズム	仕組みの概要	排出枠(いわゆるクレジット)
6条2項 協力的アプローチ (2国間などの分散型市場メカニズム)	国外で実施した排出削減・吸収量を自国の削減目標の達成に活用できる制度。二国間、あるいは多国間での分散型の市場メカニズム。日本が提案し実施している二国間クレジット制度(JCM)もこれに含まれる	ITMOs(Internationally Transferred Mitigation Outcomes)「国際移転緩和成果」と呼ばれる
6条4項 (国連管理型市場メカニズム)	パリ協定締約国会合の指定する機関によって監督される制度。京都議定書におけるCDM(クリーン開発メカニズム)のような国連管理型の市場メカニズム	A6.4ERsと呼ばれる排出枠は、NDCやその他の国際緩和目的への使用をホスト国が認可することで、ITMOsとなる
6条8項 (非市場型アプローチ)	市場を介さない枠組み。持続可能な開発のための緩和、適応、資金、技術移転、能力構築のすべてに関連する。	

6条のCOP29における注目点

- ルール作りは、6条4項監督委員会に委託されてCMA（パリ協定締約国会合）に提言を出す形で実施されてきた。その提言は、COP27(2022), COP28(2023)と2年にわたって合意が見送られた
- COP29に向けて、監督委員会は二つのスタンダード（**方法論要件に関する基準、温室効果ガス除去を含む活動に関する基準**）を採択し、CMAに提示する予定
- 新アプローチとして、6条4項監督委員会が「監督委員会スタンダード」として採択し、CMAに対してこのアプローチを承認するように求めている



すなわちCMAにおける合意を必要とせずに、**監督委員会が基準（スタンダード）を変更していくことを可能とする**。果たしてこれがCMAにて合意されるのか？？？

6条の主要な論点

1. 6条においてクレジット(ITMO)を各国のNDCの達成に使うためには、各国政府による

「認可(authorization)」が必要

政府がこの認可を取り消したり、撤回したりする能力について意見が大きく分かれる。

政府が認可を撤回できるとなると、カーボンマーケットにおける予測可能性や安定性に対して大きな懸念を引き起こすため、高度な政治的判断が必要とされる交渉事項

2. クレジットを登録する国際登録簿について

登録簿には、6条2項における国際登録簿、6条4項の登録簿、さらに各国の登録簿など

その関係について、おおまかには先進国側は国際的な登録簿はあくまでもクレジットの追跡や記録の役割を果たし、クレジットそのものは国の登録簿など分散した場所で発行可能にするという分散型の管理を主張

一部の途上国側は、国際的な登録簿がすべての機能を提供するといった中央管理型を支持。(途上国が重視するのは、カーボンマーケットへのアクセスを容易にすることであり、そのためには中央管理型が好ましい)

UNFCCC, SBSTA 60, draft sub-agenda items 13(a) and 13 (b) Informal note by the SBSTA,
https://unfccc.int/sites/default/files/resource/Art_6.2%2B6.4_SBSTA_Chair_Informal_Note.pdf

University of Aberdeen, Tomilola Eni-Ibukun(2024),

<https://www.abdn.ac.uk/law/blog/the-long-wait-the-bonn-conference-fails-to-bring-paris-agreement-article-6-to-life/>

IISD, Summary report, 3-13 June 2024,

<https://enb.iisd.org/ Bonn-climate-change-conference-sbi60-sbsta60-summary>

3. 除去クレジットの取り扱い（6条4項）

3.2. Definitions

9. For this document,

- (a) **Removals** are the outcomes of processes by which greenhouse gases are removed from the atmosphere as a result of deliberate human activities and are either destroyed or durably stored through anthropogenic activities;
- (b) **Activities involving removals** meet the requirements referred to in paragraph 10. Any examples in this standard relating to specific activity types or categories are for illustrative purposes only and do not have the force of decisions by the Supervisory Body regarding their use under the Article 6.4 mechanism, unless explicitly so stated;
- (c) **Removals eligible for crediting** are as defined in section 4.4 *Accounting for removals*;
- (d) **Reversals** are as defined in section 4.4 *Accounting for removals*;
- (e) **Avoidable reversals** are reversals caused by factors over which the activity participants have influence or control;
- (f) **Unavoidable reversals** are reversals caused by factors over which the activity participants have no influence or control.

・除去クレジット(Carbon Removal)とは、たとえばDAC(ダイレクトエアキャプチャー)と呼ばれるテクノロジーで大気中の炭素を回収する方法や、森林など自然資源を使って炭素を吸収する方法などがある

・2050年に実質ゼロにするには、最後までどうしても排出が残ってしまう分野があるため、中立化(カーボンニュートラル化)するためには、大気中から除去する技術は必ず必要

・民間のボランタリークレジット市場において、クレジット取引が企業間で人気になるについて、除去クレジットは究極の高品質クレジットとみなされ、高い関心を呼んでいる

6条4項監督機関が、「**温室効果ガス除去を含む活動に関するスタンダード Ver.01.0**」を採択(2024年10月)
定義「**人為的な活動を通じて大気から温室効果ガスを取り除き、それらを破壊または持続的に貯蔵するプロセスの結果**」
主な論点

- ・ リバーサルリスク(大気中から炭素を除去したとしても、それが大気中に戻ってしまうリスク)これをどう防ぐか。リバーサルリスクには、リーケージや森林火災などだけではなく、地震などの転変地異や、テロや戦争などの人為起源のリスクも含まれる
- ・ 大気に漏れ出していないかをチェックするモニタリングをどの程度続けるべきか
- ・ 管理をするべきホスト国の役割の在り方
- ・ プロジェクト現地の住民の人権侵害や環境破壊なども防ぐ仕組み

6条2項に基づく二国間協定(BA)およびパイロットプロジェクトの概要 (2024年10月7日現在)

二国間協定(BA)

- 56か国間で91の二国間協定が締結(覚書(MoU)・他の公式声明も含まれる)

パイロットプロジェクト

- 総数141件、うち119件は日本の「二国間クレジット制度(JCM)」

認可(authorization)

- 5件(いずれもスイス＋ガーナ3件・バンコク・バヌアツ)

初のITMO発行！

- タイとスイス間で、パリ協定6条2項に基づく最初の取引 (2023年12月15日、バンコクのEバスプログラムにおいて、2022年10月から12月の期間を対象に、1,916のITMOが初発行)

Bilateral cooperation between Parties

including the number of projects/activities within the framework of those BAs

Search...

Buying Party	Host Region	Host Sub-region	Host Party	Projects
Australia	Oceania	Melanesia	Fiji	-
Australia	Oceania	Melanesia	Papua New Guinea	-
Japan	Africa	Eastern Africa	Ethiopia	-
Japan	Africa	Eastern Africa	Kenya	2
Japan	Africa	Northern Africa	Tunisia	-
Japan	Africa	Western Africa	Senegal	-
Japan	Americas	Central America	Costa Rica	2
Japan	Americas	Central America	Mexico	-
Japan	Americas	South America	Chile	3
Japan	Asia	Central Asia	Uzbekistan	-
Japan	Asia	Central Asia	Kyrgyzstan	-
Japan	Asia	Central Asia	Kazakhstan	-
Japan	Asia	Eastern Asia	Mongolia	6
Japan	Asia	Southeast Asia	Cambodia	5

ご参考：カーボンクレジットの3つの種類の整理

カーボン削減 (Carbon Reduction)

既存の取り組みにおいて、以前と比べてGHG排出量を減少させること

例：エネルギー効率の高い機器を使用することによる、消費電力を削減する
化石燃料の使用を減らすために再生可能エネルギーを導入する

カーボン回避 (Carbon Avoidance)

新たなGHG排出を事前に防ぐ行動や戦略

例：森林伐採防止や持続可能な林業の推進など自然の炭素吸収源を保護する
石炭などの火力発電所建設の代わりに、再生可能エネルギーに変更する

カーボン除去 (Carbon Removal, CDR (Carbon Dioxide Removalの省略))

大気中からGHGを取り除くこと

例：森林再生や植林によってCO₂を吸収させる
DACなど技術的手法で大気中のCO₂を除去する

交渉外：躍動する非国家アクターの国際連盟

機関投資家など非国家アクターは、もっとIPCC科学に沿った行動を求める



©WWF Japan

JCI(日本の非国家アクター連盟)も参加して発表



©WWF Japan

ドバイの広大なエキスポ2020会場が舞台



©WWF Japan

化石燃料からクリーンエネ転換を促す
ビジネス連盟

- 今回のCOP28には約8万人が参加
- 政府関係者のみならず、非国家アクターと呼ばれる都市や企業、機関投資家などが大挙して参加し、国を超えた連携で脱炭素の取組を競って表明
- 特に機関投資家集団が企業の脱炭素化を評価する基準を次々発表しているのに注目
- 今や企業が脱炭素に取り組むのは当たり前、その内容が真の脱炭素化へ向かうのか、それともグリーンウォッシュ（見せかけの取組）かが問われている
- COP会議はこれら世界の脱炭素化の動向を一堂に俯瞰する場

非国家アクター(＋一部の政府)の国際連携 サステナビリティ関連の代表的なイニシアティブ



CDP(Carbon Disclosure Project)

企業や都市による環境関連情報を開示させ、評価することなどによって、改善を促す。気候変動のみならず、水資源、森林保全も対象。CDPのデータは、投資家、企業、政府、研究機関など多くのステークホルダーに利用される

RE100(Renewable Energy 100)

企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ
電力需要側が再エネの必要性を政府や関係機関に訴え、法制化を目指し、脱炭素社会への好循環を生み出すことを目的とする

SBTi(Science Based Targets Initiative)

科学的知見に基づいて、パリ協定の1.5度目標に整合するために、企業が温室効果ガスをいつまでにどの程度削減しなければいけないのかを示した国際認証スキーム



SCIENCE
BASED
TARGETS

DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

事実上の
グローバル
スタンダードに

PPCA(Powering Past Coal Alliance)

脱石炭に向けたグローバル連盟

Cities Race to Zero

1000以上の都市が2040年より前に
ネットゼロにすると宣言

カーボンマーケット関連

VCMI(自主的炭素市場十全性イニシアティブ)

ICVCM(自主的炭素市場のための十全性評議会)

クレジットの活用によるオフセットのあり方、
質の高い民間クレジットの基準等定める

GFANZ(Glasgow Financial Alliance for Net Zero)

機関投資家の主要なネット・ゼロ団体を結集する連合で、
130兆ドル(約1京7,500兆円)の資産を有する450社以上の
金融機関が参画。ネットゼロに向けた目標のガイドライン等
を作成

温暖化の基礎から全体像を知りたい方に！

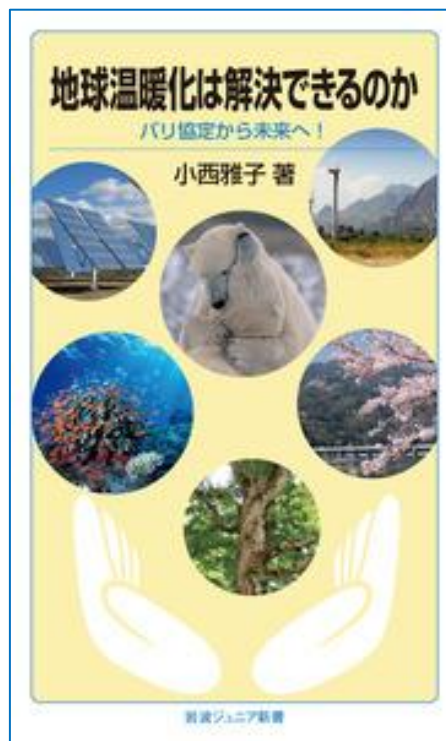
小西雅子著



温暖化対策＝エネルギー選択
エネルギーを選んで、将来社会を選ぼう！

地球温暖化を解決したい
岩波ジュニアスタートブックス(2021)

<https://www.iwanami.co.jp/author/a120076.html>



パリ協定をめぐる温暖化の全体像について
ぱっとわかりたい方へお勧め！

地球温暖化は解決できるのか
岩波ジュニア新書(2016)



気候変動政策をメディア議題に
～国際NGOによる広報の戦略～
ミネルヴァ書房(2022)

<https://www.minervashobo.co.jp/book/b600274.html>